＜2024 年診療報酬改定・医療情報取得加算について＞

当クリニックでは、質の高い診療を提供するために以下の取り組みを行っております

・オンライン請求の実施
・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用しての診療
・医療 DX の推進のため、電子処方箋の導入
・マイナンバーカードでの健康保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供

これらの取り組みにより、国が定めた診療報酬算定要件に基づき、2024 年 6 月 1 日より診療報酬点数を以下の通り算定いたします。

■医療情報取得加算

厚生労働省の方針に基づき導入されたオンライン資格確認システムにより、当院ではマイナンバーカードの保険証利用や問診票を通じて患者さんの診療情報を安全に管理・活用し、より適切な医療サービスの提供に努めております。

なお、マイナンバーカードを保険証として利用されるかどうかで診療報酬の計算が異なる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

初診時　マイナ保険証利用なし:3 点（月 1 回）

マイナ保険証利用あり:1 点（月 1 回）

再診時　マイナ保険証利用なし:2 点（3 ヶ月に 1 回）

マイナ保険証利用あり:1 点（3 ヶ月に 1 回）
※1 点 10 円

■医療 DX 推進体制整備加算

マイナ保険証や電子処方箋の利用で診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。
初診時:8 点（月 1 回）

■一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある場合、薬の名前ではなく有効成分の名前で処方することがあります。
これを「一般名処方」といいます。

一般名処方には以下のメリットがあります：
・薬の選択肢が広がり、特定の薬が品切れの際も代替品を選択できます。
・患者様のご希望や状況に応じて、適切な薬を選びやすくなります。

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医療品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
一般名処方について、ご不明点などありましたら診察時に医師までご相談ください。

■明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明性向上と患者様への情報提供を目的に、診療報酬の算定項目、使用した薬剤名、実施した検査名などが記載された診療明細書を、領収証とともに無料で発行しています。

明細書の発行を希望される場合は受付にてお申し出ください。ご不明な点はお気軽にスタッフにお尋ねください。

別府内科クリニック
院長　別府徹也